

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで
昭和36年3月9日にA社に入社し、同社からグループ会社であるB社に転籍し、48年4月7日まで勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と一緒に勤務し、同時期にB社に転籍したとする複数の同僚の証言、当該複数の同僚の雇用保険の加入記録及び上記複数の同僚のうち一人の同僚が所持するA社における申立期間に係る給与明細書により、当該同僚が当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人が同社に継続して勤務（昭和41年11月1日にA社からグループ会社のB社に転籍）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和41年10月1日の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が昭和41年

10月31日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から57年6月まで

申立期間当時、勤務していた美容院の店主から国民年金の加入を勧められたので、市役所で加入手続を行い、未納期間の国民年金保険料を金融機関等でまとめて支払い、年金手帳を受け取った時に、これで最初から支払っていたのと同じになったと言われ、安心していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年9月頃に払い出され、53年11月に遡って国民年金に加入したと推認されるが、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとされる昭和59年9月頃に、57年7月から59年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているものと推認される上、申立人が国民年金被保険者資格を取得した市が保管する国民年金検認状況一覧表によると、59年10月18日に同年4月から60年3月までの保険料を一括して現年度納付されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続の実施時期及び保険料の納付時期等を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、納付時期、納付金額等について、申立人の記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明で、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年7月21日まで
② 昭和24年8月1日から同年12月24日まで
③ 昭和24年12月24日から25年2月16日まで

A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっているが、自分で手続に行った記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給年月日、支給金額等が記載されていることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和25年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったことから、申立期間③の事業所を退職した昭和25年2月から同制度が施行された36年11月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 27 日から同年 10 月 19 日まで
② 昭和 36 年 10 月 26 日から 38 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 12 日から 39 年 3 月 21 日まで
④ 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

日本年金機構から通知があり、申立期間に勤務した事業所に係る被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び領収書には、申立人の署名押印及び当該期間当時の住民票上の住所地が記載されているとともに、当該住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が、昭和 43 年 7 月 30 日に脱退手当金を支払ったことを示す印が確認できる上、当該領収書及び社会保険事務所で作成された脱退手当金計算書に記載されている支給額は、オンライン記録と一致する。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を受け付けた社会保険事務所には、昭和 43 年 6 月 25 日に、社会保険庁（当時）から、脱退手当金支給額の算定のために必要となる申立期間に係る標準報酬月額等が回答されたことを示す「厚生年金保険被保険者記録（回答）」が残されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 2 月 11 日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間の一部について、標準報酬月額が実際の給与より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できる
ところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年 2 月 16 日に、
5 年 11 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 11 万円に、同年
11 月から 7 年 1 月までの期間については 59 万円から 11 万円に遡及して減額
訂正されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「社会保険料を滞納したことも無いし、社会保険事務所（当時）に出向いたことも無い。」と述べているところ、A社に係る滞納処分票によると、申立人が自ら社会保険事務所に出向き、再三、同事務所と滞納保険料の納付計画等について協議が行われ、最終的に同社から全喪届が提出されていることが記載されていることから、代表取締役であった申立人が関与せず同事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。